

建築基準法の一部改正に関するお知らせ

日頃より、茨城県建築センターをご利用いただき誠にありがとうございます。平成 29 年4月1日より「建築基準法施行規則の一部改正」に伴い、「確認申請書」の記載内容が一部変更になります。

変更の内容について下記にお知らせをさせていただきます。

記

■主要な変更点について

申請書 第二面8欄【建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

【7. 構造計算適合性判定の申請】	
<input type="checkbox"/> 申請済	()
<input type="checkbox"/> 未申請	()
<input type="checkbox"/> 申請不要	()
【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】	
<input type="checkbox"/> 提出済	()
<input type="checkbox"/> 未提出	()
<input type="checkbox"/> 提出不要	()
【9. 備考】	

【注意書】第二面関係

⑩ 8 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出した後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第 4 条第 1 項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が 2000 平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

⑪ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9 欄に記入してください。

【説明事項】

申請書第二面8欄【建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】に関する部分の変更です。

※ 2,000 m²以下の建築物等、明らかに申請が不要な建築物については『記入不要』になっています。

※ 概要書の変更はありません。

※ 平成 29 年 4 月 1 日以降の確認申請受付物件から対象になります。